

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器 カテーテル等保持用ホルダ 15735000
メラターニケットチューブ

再使用禁止

【禁忌・禁止】

1. 再使用禁止
2. 再滅菌禁止

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造
全体図



本品はポリ塩化ビニル（可塑剤：フタル酸ジ-2-エチルヘキシル）を使用している。

作動・動作原理

本品はチューブ内部に縫合糸等を通し、固定するための器具である。

【使用目的又は効果】

チューブに血管結紮用の糸又は紐を通し、血管及び血管内に挿入された体外循環用カニューレを締結する器具。

血管及び血管内に挿入された体外循環用カニューレを本器具により締結することにより血管及びカニューレの保持を行い、カニューレ内に流入する血流の確保を行う。

【使用方法等】

1. 使用前の準備ならびに使用方法
 - (1) 一般的な外科手術に基づき予め体外循環用カニューレが挿入された血管外面に糸を通しておくこと。
 - (2) チューブ内に糸を通すこと。
 - (3) 糸が通された本品を血管の方へスライドさせ、糸を締めていくこと。必要なだけ締め、糸が緩まないよう固定すること。
関連注意 チューブに張力がかかっていることを確認すること。
 - (4) 必要に応じて糸を緩める際には固定された糸を緩めること。
関連注意 緩める際には体外循環用カニューレの血流の確保や出血がないことを目視で確認すること。
2. 廃棄
 - (1) 本品使用後は血液による汚染を避けるため、十分な措置をとった後に一般廃棄物と区別して処理すること。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

1. 本品のチューブから、可塑剤であるフタル酸ジ-2-エチルヘキシルが溶出する可能性がある。
2. 緊急交換用に代替品を準備しておくこと。

3. 他の医療機器と組合わせて使用する際は、安全確認を行ってから使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

水濡れ、ほこり、高温、多湿、直射日光にあたる場所は避けること。

有効期間

包装箱及び滅菌袋に貼付されているラベルに記載 [自己認証（当社データ）による]

使用期間

6時間 [自己認証（当社データ）による]

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者及び製造業者
泉工医科工業株式会社
埼玉県春日部市浜川戸2-11-1

製造業者

メラセンコー コーポレーション
(MERASENKO CORPORATION)
国名：フィリピン

お問い合わせ先

泉工医科工業株式会社 商品企画
TEL 03-3812-3254 FAX 03-3815-7011